



発行 新潟県
第4号
 令和4年1月14日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 34 地域森林計画の変更の公表(治山課)
- 35 保安林の指定予定(治山課)
- 36 保安林の指定予定(治山課)
- 37 土地改良区連合役員の就任届(農地計画課)
- 38 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 39 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 40 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 41 換地計画の縦覧(農地整備課)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)



◎新潟県告示第34号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、下越、中越、上越及び佐渡森林計画区の地域森林計画を変更した。

令和4年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第35号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県魚沼市葎沢字土沢160
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

◎新潟県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県魚沼市下倉字滝沢739の1、字馬場745の1、字明後谷746の1、字裏ノ山768、770の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第37号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年1月14日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 就 任

理 事	新発田市乗廻400番地	長谷川 義明
"	上羽津819番地	小野 秀男
監 事	下中ノ目343番地	小林 隆雄
- 就任年月日 令和3年12月13日

◎新潟県告示第38号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
房ヶ沢ため池	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	魚沼市	令和2年3月24日

◎新潟県告示第39号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
一之沢堤	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	魚沼市	令和2年3月25日

◎新潟県告示第40号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年1月14日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
松ヶ下堤	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	魚沼市	令和2年1月23日

◎新潟県告示第41号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和4年1月17日から令和4年2月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月14日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	米倉	換地計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年1月14日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リップス旭岡26街区
所在地 長岡市旭岡1丁目86番地
設置者 高野不動産株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(荷さばきを行うことができる時間帯)に関する届出

公告日 令和3年8月27日

3 意見の概要

- (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和4年1月14日から令和4年2月14日まで

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第4（第43条関係）					別表第4（第43条関係）				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送		候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	株式会社テレビ新潟放送網	1	—	—	1人又は2人	株式会社新潟放送	1	—	—
	株式会社新潟テレビ二十一	1				株式会社NS T新潟総合テレビ	1		
3人から5人まで	株式会社テレビ新潟放送網	1	株式会社新潟放送	1	3人から5人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟テレビ二十一	1				株式会社NS T新潟総合テレビ	1		
6人	株式会社テレビ新潟放送網	2	株式会社新潟放送	2	6人	株式会社新潟放送	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社新潟テレビ二十一	2				株式会社NS T新潟総合テレビ	2		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。